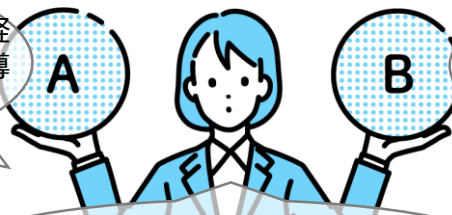


介護サービス事業所業務改善等支援事業

こんな時に活用ください

I C T機器を導入し職員の負担軽減を図りたいが、機器の選定や導入方法の助言がほしい。



業務改善による職員の負担軽減を図りたいが、何をどうすれば良いのか分からない。

コンサルティング会社に現状の分析や指導・助言を依頼したい



業務改善に向けたコンサルティング費用の一部を補助します！

対象事業

1. 介護ロボット、I C T機器等の効果的な活用を行うため、機器の選定、研修等について、専門的知見を有する第三者からの支援を受ける事業
2. ノーリフティングケアを実施するため、機器の選定、研修等について、専門的知見を有する第三者からの支援を受ける事業
3. 介護サービス事業所の業務改善等を推進するため、業務上の課題の抽出、改善計画の作成・実施等の取組について、専門的知見を有する第三者からの支援を受ける事業

対象事業所

居宅サービス事業所	通所介護 通所リハビリテーション（介護予防含む） 短期入所生活介護（介護予防含む） 短期入所療養介護（介護予防含む） 特定施設入居者生活介護（介護予防含む）
地域密着型サービス事業所	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護（介護予防含む） 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む） 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院

※下関市内の下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第2条第1項に規定する介護サービス事業所の運営法人

補助額

1 法人当たり **最大30万円**（補助対象経費の1/2）

■ 補助対象経費

事業の実施に係る報償費、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

※先着順。予算の上限に達した時点で受付終了となります。

お問合せ

下関市役所 介護保険課 庶務係

〒750-8521 下関市南部町1番1号

☎ 083-231-1162

✉ hfskaigoh@city.shimonoseki.yamaguchi.jp



事業の詳細はホームページをご覧ください。